

# 弁護士会照会に対する消防機関の 適切な対応についての検討

小 川 一 茂

はじめに

- 1 弁護士会照会の制度
- 2 弁護士会照会に対する報告
- 3 消防機関による弁護士会照会への対応についての裁判例
- 4 消防機関による報告にかかる問題点の検討

おわりに

はじめに

弁護士会からの照会（以後、「弁護士会照会」という。）とは、弁護士がその所属弁護士会に対して行う申出に基づき、当該弁護士会が「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める」ものである（弁護士法第23条の2）。この制度については、主に金融機関に対する弁護士会照会への対応等をめぐり、従来から様々な議論、検討が行われて<sup>(1)</sup>いる。他方で、弁護士会照会は公務所に対しても行われ得ることから、

---

(1) 金融機関に対する弁護士会照会についての先行研究は数多く存在し、ここでその全てを紹介することはできないため、特に参照したのもののみを当該箇所にて紹介するにとどめる。なお、金融機関以外に対するものも含め、弁護士会照会をめぐる裁判例の概観及びそれらの検討については、升田純「現代型取引をめぐる裁判例(220)」(判例時報2019号(2008年)3頁。)、升田純「現代型取引をめぐる裁判例(221)」(判例時報2022号(2009

行政機関の側でも弁護士会照会への対応についての検討が、実務上の課題として必要となるはずである。そこで本稿においては、行政機関の側、とりわけ裁判で争われたこともある消防機関を素材にして、弁護士会照会が行われた場合の適切な対応について若干の検討を行うこととしたい。なお、ここで消防機関を素材とする理由としては、前述の点の他に、消防機関は日常的な業務のみならず救急活動や火災調査の場面で様々な内容や性質の情報を取り扱うことがある上に、救急活動や火災調査の結果は、後日、刑事裁判や民事裁判において証拠等で用いられる機会も多く、それゆえ弁護士会照会に対して適切な対応が求められる機会も多いと考えられるためである。

## 1 弁護士会照会の制度

### 1-1 弁護士会照会制度の趣旨・目的

弁護士法第23条の2はその第1項で「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき認めるときは、これを拒絶することができる。」とし、これを受けて同条第2項で「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としている。これが弁護士会照会の制度である。この制度は、条文からも明らかであるが、弁護士

---

年) 3頁。), 吉岡伸一「弁護士会照会に対する回答義務」(岡山大学法学会雑誌64巻3=4号(2015年)391頁。), 酒井博行「弁護士会照会に対する報告拒絶と損害賠償請求の訴え」(北海学園大学法学研究51巻4号(2016年)35頁。以下、「酒井前掲(1)①」という。), 山口齊昭「弁護士会照会に対する照会先の不法行為責任について——二つの高裁判決を契機に——」(早稲田法学91巻3号(2016年)181頁。), 酒井博行「弁護士会照会に対する報告と照会先の損害賠償責任」(北海学園大学法学研究52巻2号(2016年)1頁。以下、「酒井前掲(1)②」という。)等に詳しい。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

対して、所属する弁護士会に対する照会申出の権利を認め、弁護士会には、弁護士による照会申出に基づいて公務所または公私の団体に対する報告の請求権を認めるものであり、個々の弁護士に照会権限を直接に認め<sup>(2)</sup>たものではない。

こうした弁護士会照会制度の趣旨・目的について、弁護士法は何も規定していない。ここで、この点については以下のような見解がある。すなわち、「本条の照会制度は、弁護士の使命にかんがみ、弁護士が訴訟事件その他法律事件の処理上必要とする訴訟資料等の収集を容易ならしめ、もって訴訟事件その他法律事件の適正な解決に資せしめるもので、直接弁護士の職務の遂行に寄与することとなるが、ひいては<sup>(3)</sup>真実の発見に奉仕することとなる」というものである。このように考えると、弁護士会照会制度の目的は、第一次的には事件の適正な解決と弁護士の職務活動の円滑な遂行にあるといえ、この目的に沿ってこの制度は運用されるべきこと<sup>(4)</sup>となろう。

弁護士会照会が利用される場面としては、主に以下の三つがある。第一に、訴訟の提起等に先立ち、相手方の特定や訴訟の成否等の裁判手続の前提となる資料を収集する場面である。本稿3で後述する岐阜地方裁判所平成23年2月10日判決（金法1988号145頁、以下「①判決」という。）及びその控訴審である名古屋高等裁判所平成23年7月8日判決（金法1988号135頁、以下「②判決」という。）は、医療事故の損害賠償請求の前提として行われた弁護士会照会について争われた事件であり、この場合に該当するとみられる。そして第二に、訴訟係属中に証拠を収集する場面、第三に、債務名義取得後に、強制執行の準備として財産を調査す

---

(2) 高中正彦『弁護士法概説 第4版』（三省堂、2012年）115頁。

(3) 飯畑正男『照会制度の実証的研究』（日本評論社、1984年）2頁。

(4) さらに進んで、弁護士会照会制度の目的は、究極的には基本的人権の擁護と社会的正義の実現にあるとみることもできる（飯畑前掲（3）1頁）。

る場面である。

もっとも、弁護士会照会を受けた被照会者は必ずそれに対する報告をしなければならないわけではない。例えば、消防機関を含め、地方公共団体に対する弁護士会照会への報告が拒否されたのは、2010年において<sup>(5)</sup>は全体で約17%ほどあるとみられている。

## 1-2 弁護士会照会制度の手続

弁護士会照会制度を利用するためには、いくつかの要件を充足しなければならない。そこで次に、弁護士法第23条の2をもとに、それらの要件についてみておくこととしたい。

まず照会申出を行うには、弁護士として依頼者から受任している事件<sup>(6)</sup>がなければならず、受任事件は民事、刑事、行政の別を問わない。また、受任している事件は裁判上の事件に限定されない。示談交渉事件、法律相談事件、契約締結交渉事件等であってもよいとされている<sup>(7)</sup>。

このように依頼者から受任している事件のある弁護士から照会申出があった場合、弁護士会は当該照会申出が適切であるか否かを審査する。この点に弁護士会照会制度の特徴がみられる。すなわち、弁護士会照会

---

(5) 京野垂日「拒否回答事例分析を通して見る弁護士会照会」自由と正義62巻13号(2011年)28頁。

(6) 高中前掲(2)116頁。なお、弁護士自身が当事者となっている事件、弁護士会の役員や委員会の委員として取り扱う事件は、弁護士として依頼者から受任している事件とはいえない。また、弁護士として事件を受任している必要があることから、照会申出ができるのは弁護士会に所属し、弁護士としての職務を行うことができる者でなければならず、業務停止の懲戒処分を受けてその期間が満了していない者は、照会申出はできない(高中前掲(2)115頁)。辞任や解任等の理由で委任関係が終了した事件についても、同様である。

(7) 本文中に示した場合の他、弁護士が管財人、後見人、相続財産管理人、遺言執行者等に選任された場合も、照会申出ができると考えられている(高中前掲(2)116頁)。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

制度は、個々の弁護士がまず弁護士会に対する照会申出を行い、この申出を受けた弁護士会が照会申出の適否を審査し、この審査を通過した照会申出のみを照会の相手先に通知して報告を求めるという二段階の構造をとっている。<sup>(8)</sup> 弁護士会は、照会の必要性や相当性が認められない等、照会が適当でない<sup>(9)</sup>と判断されるときには、その申出を拒絶できる。ここでの弁護士会による審査事項としては、①申出をした弁護士が事件を受任していること、②その受任事件について必要な事項であること、③照会先が公務所等であること、④照会を求める事由が明らかにされていること等がある。ここで③の点についてみると、弁護士法第23条の2によれば<sup>(10)</sup> 弁護士会照会の照会先は「公務所又は公私の団体」である。そして、「公務所」とは官公庁その他公務員が職務を行うところであると解されるため、本稿で考察の対象とする消防機関としての消防本部と消防署は、まさに公務所に該当する。<sup>(11)</sup> もっとも、照会事項が被照会者たる公務所等

---

(8) 飯畑前掲(3)25頁。

(9) 弁護士会は、照会申出に形式的な瑕疵がある場合には、これを補正・追完させることもできる。また、照会申出を適当でないとして拒絶された弁護士は、再審査手続を求めるとも可能とされている(飯畑前掲(3)28-29頁)。

(10) 須藤典明「金融機関と弁護士会照会」銀行法務21 767号(2014年)5頁。また、照会事項が個人の高度な秘密に関わる場合には、①当該秘密の性質及び法的保護の必要性の程度、②当該秘密の個人と係争当事者との関係、③報告を求める事項の争点としての重要性の程度、④他の方法によって容易に同様の情報が得られるか否かといった事情を総合的に考慮して、照会の必要性・相当性を判断すべきとする見解がある(加藤文人「弁護士会照会の審査体制、審査基準、審査の際の留意点」自由と正義66巻1号(2015年)35頁)。

(11) 消防組織法は、その第9条で消防事務を処理させるための組織として、消防本部、消防署、消防団を設置することを定め、同法第11条で、消防本部及び消防署に消防職員を置くものとしている。ここで消防本部及び消防署では常勤の職員が常時消防業務に専念しているのに対し、消防団は日頃各々の職業に専念している者が、災害等の際には消防団員としてその対応に当たることから (<http://www.fdma.go.jp/syobodan/qa/index.html>, last

の権限外、管轄外である場合には、当該照会申出は不適当となる。また、④の点についてみると、「訴訟資料とするため」、「事件処理上必要なため」といった概括的な事由しか示されていない場合は、照会を求める事由としては不適切であると考えられている。<sup>(12)</sup>

弁護士法第23条の2は、弁護士会照会制度の対象となる照会事項については「必要な事項」とのみ規定して、それ以上は格別の限定をしていない。この点につき、事実の有無・内容の照会は一般的に可能であると考えられており、実際にそのような照会は数多くなされている。他方で、被照会者において容易に回答することができない法解釈等にあたる意見や判断を求めるものは、照会事項として不適当であるとされる。<sup>(13)</sup>

## 2 弁護士会照会に対する報告

### 2-1 弁護士会照会と報告・報告の拒否

弁護士会は、前述のような審査を経て、適当である照会申出に基づき公務所又は公私の団体に照会を行う。この弁護士会照会に対して報告をするということは、まさに照会事項に関する情報を提供することである。では、報告を求められた被照会者は、報告をすべき法的な義務を負うことになるか。弁護士法第23条の2は弁護士会照会に対して報告をしないことについて、罰則等の規定を置いていない。この点からすれば、弁護

---

visited 30/10/2017), 消防団は厳密には公務所には該当しないが「公私の団体」に該当すると考えることができる。

(12) 高中前掲(2)117頁。なお、ここでは弁護士会が照会申出の適否を審査するに足りる程度に、照会を求める事由を記載しなければならないとされる。

(13) 後述する①判決及び②判決でも、この点が争点の一つとなった。なお、この点については、「行政庁の公権的解釈や医学的判断を求めるように意見または鑑定を求めるものであってもよい」とする見解もある(高中前掲(2)117頁)。ここで「行政庁の公権的解釈」とはいかなる内容を指すものかは明確ではないが、実務上争いのない、容易に回答しうる法解釈等は照会事項として適当だと考えることも可能であろう。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

士会照会には直接的な強制力はなく、報告が拒否されることもある。そして、報告が拒否された場合で、報告の拒否が不適当と考えられるときには、弁護士会から被照会者に対して、再度の報告の要請や報告の拒否に対する抗議文書の送付等が行われることもあるが、これらの方法により被照会者の対応が変化することはまずないといわれている<sup>(14)</sup>。

他方で、弁護士会照会に対して報告をすることについて、過去の裁判例からすれば被照会者の報告義務を公法上の、あるいは公的な義務として肯定していることに疑いはないとみられる<sup>(15)</sup>。この公法上の義務は、弁護士会照会制度の構造上、弁護士本人ではなく、弁護士会に対して負う義務となる。もっとも、一般的な、公法上の義務が認められることにより、弁護士会照会がされた場合にすべからず被照会者が報告をすべき義務があるということはできず、前述のように弁護士会照会に対して報告をしないことについての罰則規定もないため、報告が拒否されることもある<sup>(16)</sup>。では、被照会者が報告を拒否することが可能であるのはいかなる場合と考えられるか。

ここで、被照会者は、正当な理由があれば弁護士会照会に対する報告を拒否し得ると考えられている。では、報告を拒否し得る正当な理由の有無はいかにして判断されるか。例えば、照会事項について第三者との

---

(14) 田原洋介「弁護士会照会への対応と法的責任」銀行法務21 782号(2015年)24頁。

(15) 今津綾子「弁護士会照会を受けた相手方が同照会に対する回答義務があることの確認請求を認容した原判決が取り消された事例」私法判例リマックス50(2015<上>)(2015年)123頁。

(16) 弁護士会照会に対する被照会者の報告の拒否については「報告を拒絶しているのに、何ら制裁を受けないとすると、弁護士会照会に対する報告は無視しても差し支えないといった誤った受け止め方がされるおそれ」があり、「そのおそれを放置するようなことは、制度の根幹を揺るがす事態を甘受するものであって、とうてい、許されるところではない」とみる見解がある(滝澤孝臣「弁護士会照会制度の現状と展望」金融法務事情2009号(2015年)4頁)。

関係で守秘義務を負うことがあり得るような場合、過去の裁判例では当該事項を秘匿すべき根拠、程度等に照らして正当な理由があるか否かを検討しているものが多い<sup>(17)</sup>。こうした例に鑑みると、弁護士会照会に対する報告を拒否できるか否かの判断にあたっては、結局のところ、個別の事案ごとに具体的な利益衡量が必要となると考えられており、この個別の事案ごとの利益衡量の枠組みについては、弁護士会照会に対して報告することによって得られる利益と報告を拒否することにより守られる利益を比較して判断すべきというのが、裁判例のとる考え方であるとされる<sup>(18)</sup>。換言すると、報告により得られる真実発見や権利の実現などの当事者または代理人弁護士側の利益と、報告によって秘密帰属主体が受ける不利益等との利益衡量によって決すべきであるともいえる<sup>(19)</sup>。そして、弁護士会照会を求める理由や照会事項等も含め、事案ごとの具体的な利益衡量の結果、報告すべきか否かが判断されることになる。

このように、弁護士会照会に対して事案ごとに具体的な利益衡量を行って報告すべきか否かを判断する、ということについての批判はあまりないが、一点、注意すべき点が指摘されている。それはこの利益衡量を弁護士会が行うのか、被照会者にも利益衡量に基づく判断を求めるのか、という点であり、後者であれば被照会者に不当な負担が生じる危険はないか、ということである<sup>(20)</sup>。このように、弁護士会と被照会者の双方が利益衡量に基づく判断を行う、とりわけ被照会者も独自に利益衡量に基づく判断をしなければならないことを指して「利益衡量の二重性」と呼ぶことがある。このような利益衡量の二重性については、これを改善すべきとの指摘もあるが<sup>(21)</sup>、実務上は被照会者の側での利益衡量の判断が重要

(17) 今津前掲(15)123頁。

(18) 加来輝正「地域金融機関の弁護士会照会への取組みと今後の課題」金融法務事情2024号(2015年)4頁。

(19) 伊藤眞「弁護士会照会の法理と運用——二重の利益衡量からの脱却を目指して——」金融法務事情2028号(2015年)7頁。

(20) 伊藤前掲(19)7頁。



となっている。

## 2-2 報告の拒否に対する法的救済措置

前述のように、弁護士会照会に対して報告が拒否されることもあることから、弁護士会照会に対する報告の拒否により必要な情報が得られないことで、照会申出をした弁護士やその依頼者は損害を被ると考えることも可能である。このような場合の法的救済措置として、照会申出をした弁護士やその依頼者から報告を拒否した被照会者に対して、違法な報告の拒否を理由として不法行為に基づく損害賠償請求がされることがある。

もっとも、前述のように、弁護士会照会における照会権限は弁護士会がこれを有し、照会申出弁護士には照会申出権が認められるに過ぎないため、照会申出をした弁護士が被照会者に対して照会権限を有しているわけではない。つまり、弁護士会照会に基づく法律関係は弁護士会とその相手方の被照会者との間の法律関係であるので、照会申出をした弁護士やその依頼者は、この公法上の法律関係に直接的な利害関係を有しないはずである。このように考えると、被照会者が報告を拒否したとしても、当然に損害賠償責任が生じるとは考え難い。裁判例にも、損害賠償責任を否定するものがみられる。<sup>(22)</sup>しかし、本稿3で後述する①判決及び

---

(21) 伊藤前掲(19)においては、この利益衡量の二重性への対策として、以下のような指摘がなされている。「少なくとも正式の手續としては、弁護士会照会を発する時点で照会先の意見を聴取する手續や、照会に対して照会先が不服申立てを行う手續が確立されるまでには至っておらず、弁護士会と照会先がそれぞれ独自に利益衡量に基づく判断を行う建前になってしまっていること」から、「利益衡量の主体を実質的に一本化し、また、その判断要素について照会先の意見を聴取する実質的な手續保障を図り、それを背景として、弁護士会と照会先との紛争、照会申出人たる弁護士の依頼者と照会先との紛争、さらに照会先と秘密帰属主体との紛争の発生を予防することが望まれる」(伊藤前掲(19)19頁)。

(22) 例えば、大阪高等裁判所平成19年1月30日判決(判時1962号78頁)、

②判決では、弁護士会照会に応じなかったことを理由に、損害賠償請求が認められた。つまり裁判所は、事案によっては弁護士会照会に対する報告の拒否についての損害賠償責任を認めており、それゆえ損害賠償請求は被照会者に間接的に報告を強制するという点で、報告の拒否に対する法的救済措置の中心的役割を担ってきたともされている<sup>(23)</sup>。しかし、報告の拒否に対する損害賠償請求には、以下のような問題点もある<sup>(24)</sup>。第一に、報告の拒否はそもそも個々の依頼者の権利または法的利益を侵害するものではないという前提に立ち戻れば、報告すべき義務の有無を判断せずに請求を棄却することも可能である。第二に、仮に損害賠償請求が認容されたとしても、その賠償額は少額であるから、それだけで報告を強制する効果は必ずしも高くはない。そして第三に、被照会者が賠償金を支払ったとしても、それだけでは必要な情報は得られないままである。これらの問題点は、確かに認められるところである。

他方で、損害賠償請求以外の法的救済措置について、東京地方裁判所平成24年11月26日判決（判タ1388号122頁）では、照会申出をした弁護士の依頼者が原告となり、報告を拒否した被照会者について、当該弁護士会照会に対する報告義務の確認の訴えを提起している。この判決において裁判所は、「照会を受けた者が報告をしないことに正当な理由がなく、弁護士会に対する報告義務を負うと解される場合においては、照会を受けた者が照会事項について報告しないときは、弁護士会に照会を申

---

名古屋地方裁判所平成25年2月8日判決（金法1975号117頁）等がある。

(23) 渡邊迅・三崎拓生「弁護士会照会の報告拒否に対する法的救済措置——東京地判平成24・11・26を題材として」NBL 996号（2013年）40頁。このような考え方に対し、近時の裁判例の検討から、むしろ「23条照会に実効性を与えるために、単純に損害賠償義務を含む強制力を与えればよいというものではないことは明らか」であり、「23条照会に対する報告義務を公法上の協力義務とし、それに違反しても直ちに不法行為が成立するわけではないとする近時の裁判例の考え方は、一応支持しうる」とする見解がある（山口前掲（1）225頁）。

(24) この問題点の指摘については、渡邊・三崎前掲(23)40頁参照。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

し出た弁護士に対して当該照会事項に係る法律事務の委任をしていた当事者は、弁護士会照会制度によって保護されるべき権利の救済を求めため、公法上の法律関係に関する確認の訴え（行政事件訴訟法4条）として、照会を受けた者を被告として、弁護士会に対する報告義務の確認を求めると解されると判断した。もっとも、この判決の控訴審である東京高等裁判所平成25年4月11日判決（金法1988号114頁）では、弁護士会照会に対して報告することによる利益は弁護士の依頼者にとっては反射的利益にすぎないことから、弁護士の依頼者が照会に対する回答義務の確認を求めるとは、確認の利益がなく不適法であるとしており、確認の訴えの利用を否定している。

### 3 消防機関による弁護士会照会への対応についての裁判例

#### 3-1 岐阜地方裁判所平成23年2月10日判決（①判決）

ここで、被照会者である消防機関が報告を拒否したため裁判で争われた事例についてみておきたい。事実の概要は以下の通りである。

原告X<sub>1</sub>の妻Aは、平成20年9月19日に医療機関Bにおいて帝王切開手術を受けたところ、高次医療機関への救急搬送を必要とする状態となった。そこで医療機関Bの医師は、同日午後9時40分頃、AをC病院へと搬送するようにとの指示を出した。この指示に基づく出動要請を受け、岐阜中消防署東南分署の救急車が医療機関Bへと向かい、同日午後10時59分頃、医療機関BでAを搭乗させ、高次医療機関に搬送を開始し、同日午後11時30分頃、C病院の高次救急センターへ到着した。Aは同センターで救命措置が講じられたが、同月20日午前0時33分頃死亡した。

原告X<sub>2</sub>はX<sub>1</sub>からの委任を受けて、平成22年5月7日、上記のようなAに関する救急活動（以下、「本件救急活動」という。）について、①救急隊の活動内容（覚知時刻、通報者の氏名・住所、事故概要、現場到着時刻、傷病者に救急隊が接触したときの傷病者の意識状態・バイタル、その他観察事項、傷病者に救急隊が接触したときに実施された応急措置

(CPR, 酸素投与等), 現場出発時刻, 収容医療機関, 収容医療機関への到着時刻), ②収容医療機関の選定の手順及び基準, ③本件救急活動において最終的にAが最も遠方のC病院に搬送された経緯・理由についての具体的説明, ④①の質問事項についての出来事に関し, 各々経過時間として通例か異例か, 異例だとした場合の原因・理由として考えられることないし消防署が把握している原因・事情の各点につき, 愛知県弁護士会に対し照会申出をした。愛知県弁護士会はX<sub>2</sub>の照会申出を相当と認め, 岐阜中消防署長に対して弁護士会照会(以下, 「本件照会」という。)を行った。

本件照会に対して, 岐阜中消防署長は, 平成22年6月1日付けの回答書により, 概ね以下のような回答(以下, 「本件回答拒否」という。<sup>(25)</sup>)をした。まず, 通報者の氏名・住所については「高次救命治療センター・岐阜県救急医療研究会のホームページ(中略)を参照してください。」等と回答し, その他の事項については「個人に関する情報であるため, 提供できません。」とした。また, 岐阜中消防署長は, X<sub>2</sub>に対し, 電話で, 岐阜市個人情報保護条例(平成3年岐阜市条例第2号。以下「条例」という。)第14条による情報開示制度の存在を教示した。

愛知県弁護士会長は, 平成22年7月1日, 岐阜中消防署長に対し, 弁護士会照会に対して回答することは法令に基づく場合であるとして個人情報の第三者提供制限の除外事由に該当すること, 本件照会は医療事故による損害賠償請求を行うにあたり, 重要な争点となる事実に関する情報を得るためのものであること, 本件救急活動について正確な情報を有するのは岐阜中消防署のみであり, 同署に照会する以外に他に代替手段がないこと及び当該個人情報の「個人」本人(A)は既に死亡しており, その情報提供を求めているのは遺族である夫(X<sub>1</sub>)であって本人と同

---

(25) 本稿の他の部分では弁護士会照会に応じて情報を提供することを「報告」と表記しているが, ここでは①判決及び②判決の判決本文の記述に従い「回答」と表記する。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

視できること等、本件照会の必要性・相当性等につき説明するとともに、回答されなかった事項についても回答するよう求める通知書を送付した。これに対し、岐阜中消防署長は、平成22年7月13日付け回答書で、本件照会は依頼人の医療事故の損害賠償が目的であって、司法の場における真実の発見という公益目的のものではないため、法令に基づく場合として条例第10条によって保有個人情報の外部提供の禁止が除外される場合に該当しないこと、同署に照会する以外の手段として条例第14条に基づく保有個人情報の開示請求があること等を述べ、再度、回答を拒否した。そこでX<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>は岐阜市（Y）を被告として、①本件回答拒否が違法であることの確認、②本件照会に対する回答の義務づけ、③本件回答拒否に対する損害賠償を求めて出訴した。

第一審である①判決は、上記請求の①及び②についてはXらの主張を認めなかったが、③については損害賠償請求を認容した。まず上記請求①についてみるに、本判決は弁護士会照会制度を、「私的団体をも照会の相手方とすることができるものであるから、公務所ないし公的団体に対して弁護士照会がされた場合であっても、照会者（又は照会申出者）と被照会者とが公法上の法律関係に立つと認めることはでき」ないため、本件回答拒否が違法であることの確認の訴えは、不適法と判断した。次に上記請求②について、Xらは本件照会に対する回答の義務付けの訴えが申請型義務付け訴訟として適法であると主張したところ、本判決は、弁護士会照会は、行政手続法第2条第3項に定める「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」に該当せず、同法が定義する「申請」にはあたらないため、回答の義務付けの訴えも不適法とした。そして、上記請求③については、以下のように述べて損害賠償請求を認容した。すなわち、本判決はまず、「弁護士照会を受けた公務所又は公私の団体は、自己の職務の執行に支障がある場合又は照会に応じて報告することの持つ

公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在する場合を除き、当該照会に対して報告する法的義務を負い、その義務は公的性格の強い弁護士会に対する公的義務であると解する」とした。その上で、弁護士会照会制度により情報を入手することで自己の権利の実現ないし法的利益を享受する実質的な主体は、照会申出をした弁護士及びその依頼者であるとし、「弁護士照会の被照会者が、照会に対する回答・報告を正当な理由なく怠り、申出弁護士の業務遂行の利益や、依頼者の裁判を受ける権利ないし司法手続により紛争を解決する利益が侵害されたと評価しうる場合」には、被照会者は損害賠償責任を負うことがあることを認めた。そして、本判決は本件回答拒否に正当な理由があるか否かについて、三点から検討を行っている。第一に、代替制度の存在について、個人情報保護法制に基づく開示請求の制度と弁護士会照会制度では制度趣旨が全く異なるだけでなく、弁護士会照会制度の重要性に鑑みれば、「同制度の機能が情報開示制度の存在により限定されると解すべき理由はな」いだけでなく、Xらに「当該開示請求の手続を取らせる合理的理由を見出し難い」ため、照会事項が条例に基づく情報開示制度により入手可能な情報だとしても、回答を拒否する正当な理由にはならないと判断した。第二に、意見を求める照会事項が含まれるとの主張について、本判決はまず「照会先において容易に回答することができる法律解釈等に当たらない意見や判断を求めるものは、照会事項として不相当」と一般論を展開した上で、本件における照会事項につき、「その前提となる平均的な救急車の移動時間ないし傷病者を搭乗させるための所要時間等は、当該地区を所管している消防署にとって容易に判断することができない意見ないし評価であるとは認められず、…それとの比較における遅延の有無及びその原因についても、容易に判断することができない意見ないし評価であるとは認められない」として、本件における照会事項は不相当なものではないと判断した。第三に、回答の危険性についてYは、弁護士会照会に回答することは、「個人情報保護条例に基づく開示請求

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

に应じる場合と比較して、自己の情報を開示された本人から損害賠償責任を追及されるおそれが高い」と主張した。この主張に対し裁判所は、本件照会では当該個人情報の本人であるAは既に死亡しており、「本件照会は、Aの夫である原告X<sub>1</sub>が、Aが死亡した原因に関して損害賠償請求をするに当たり委任した弁護士である原告X<sub>2</sub>の申出によってなされたものであること」が明らかであるとの理由で、回答の危険性を否定した。このようにして本判決は、Yが主張する本件回答拒否の理由はいづれも正当なものとは認められないと判断した。その上でXらが取得しようとした情報は、Aの死亡原因についての損害賠償責任を追及する民事訴訟を提起するにあたって不可欠なもので、「本件照会による以外の方法により確実かつ信頼性の高い情報として取得することが困難なものであった」ことから、本件回答拒否により、「X<sub>1</sub>の司法制度による紛争解決を適切に実現する利益ないしX<sub>2</sub>の依頼者のために事務処理を円滑に遂行する利益が妨げられた」のであるから、本件回答拒否は公権力の行使によって違法に他人に損害を加えた場合にあたるとした。加えて、岐阜中消防署長の過失を認定し、<sup>(26)</sup> 損害賠償請求を認めるという結論になった。

---

(26) 本判決は、岐阜中消防署長が条例に基づく情報開示制度につき原告らに教示したことについて、過失の評価の要素として以下のように言及している。「当該開示制度によるべきものとする同署長の判断が正当でないことは前示のとおりであり、また、同署長は、当該開示制度によっても取得できない情報…についても回答を拒否しているのであるから、同署長が当該開示制度を原告らに教示したという事情は、同署長の過失の評価を妨げる事実とはいえない」。また、本判決は本件回答拒否が違法であることの確認の訴えが民事訴訟として適法であるかどうかも検討している。そこでは「このような訴えによることは、本件回答拒否が違法であることを理由とする国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求によること以上に、紛争解決にとって有効ないし適切であるということとはできないから、同確認の訴えは、民事訴訟としても確認の利益がなく、不適法である」と判断し、民事の確認の訴えを利用することも否定している。

## 3-2 名古屋高等裁判所平成23年7月8日判決（②判決）

前述①判決に対して、原告であるXらと被告であるYがともに控訴した。この控訴審の判決にあたるのが②判決である。本判決は、①本件回答拒否が違法であることの確認、②本件照会に対する回答の義務づけの二点については、①判決と同様にXらの主張を認めず、控訴を却下した。他方、③本件回答拒否に対する損害賠償については、いくつかの点を追加して判断を行った。それらのうち主なものを取り上げると、第一に、「弁護士会照会を申請する弁護士及び照会を行う弁護士会には、照会の必要性、相当性のほか、照会内容について、照会事項が特定されているか、また、照会事項が被照会者に過度の負担を負わせたり、回答の困難な意見や評価、判断を求めたりするものではないか等について配慮をすることが求められることは当然であり、回答拒否に上記正当な理由があるか否かは、これらの点も併せて検討されるべき」とした。第二に、本件においては照会事項について回答・報告することが情報開示手続に比して過度の事務手続上の負担を生じさせるとは認められないとした。第三に、照会事項につき「求めている情報を得るためには、通例か異例かという評価・判断を求めずとも、端的に、救急活動に要する平均時間及び本件救急活動の経過において平均時間と大きく異なる部分がある場合はその原因・理由について被照会者が把握している事情等の客観的なデータや事実の回答を求めれば足るもの」であるため、本件における照会事項は、「弁護士会照会における照会事項として相当であるかは疑問である」としながらも、本件回答拒否には正当な理由は認められないとした。そして、X<sub>2</sub>が主張する損害とは、「本件訴訟の訴状、準備書面、書証及び証拠説明書の文書作成費用相当の損害金」といえるところ、これらの費用は損害と認めることはできないと判断し、X<sub>1</sub>に対する損害賠償請求のみを認容するという結果となった。



## 4 消防機関による報告にかかる問題点の検討

### 4-1 消防機関による報告にかかる問題点

ここで、前述1から3をもとに、消防機関に対して弁護士会照会がされた場合、それに対応するにあたり問題となる点について若干の考察を試みることにしたい。

消防機関に対する弁護士会照会に対する報告は、裁判に限定するならば、それを刑事裁判に用いる場合と、前述3と同様に民事裁判に用いる場合の両方がある。この点につき①判決は「 $X_1$ の司法制度による紛争解決を適切に実現する利益ないし $X_2$ の依頼者のために事務処理を円滑に遂行する利益が妨げられた」ことを、違法性を認定する理由の一つとして述べている。この判示、特に後者については、刑事裁判と民事裁判の双方に当てはまる内容といえるため、消防機関に対する弁護士会照会が、刑事裁判にかかるものか民事裁判にかかるものかという違いは、報告を拒否する正当な理由とはなりえないことになる。

次に、①判決及び②判決も踏まえた上で考えると、消防機関に対する弁護士会照会において報告を求められる事項は大別すると、①客観的な事実等の情報、②個人情報保護条例等に基づき適切な取扱いが求められる個人情報、③消防機関の判断や意見に該当する事項に分けることができる。このように分けた場合に、①客観的な事実等の情報については、報告をすべきこととなる。そして、③消防機関の判断や意見に該当する事項については、どこまでがこれに該当するかという点はさておき、照会事項としては不相当と考えられているので、報告を拒絶することとなる。ここで、火災調査書類等に記載される出火原因や出火時刻についてはどのように考えるべきか。出火原因や出火時刻は、目撃者がいる等の事情から事実として明確に判断できる場合はともかく、そうでない場合は、火災後に消防職員による火災調査を経て推定されるものである。もっとも、推定とはいえ、火災調査により出した結論には、一応、合理

的な根拠があるとみることができる。すると、火災調査書類等に記載された出火原因や出火時刻は、その推定に合理的な根拠を見出せないものであればともかく、そうでないならば裁判上もほぼ事実として取り扱われることから、消防機関の意見や見解とみなされるべきではなく、①客観的な事実等の情報として取り扱って良いだろう。

では、①判決及び②判決で争われたように、個人情報保護条例等に基づき適切な取扱いが求められる個人情報について弁護士会照会がされ、報告が求められている場合はいかに対応すべきか。ここで、消防機関が保有する個人情報が弁護士会照会により報告を求められている場合、地方公共団体の個人情報保護条例等による個人情報の利用及び提供の制限に該当するとして、報告すべきでないとも考えることもできる。もっとも、個人情報の利用及び提供の制限について、多くの地方公共団体の条例等では、個人情報の本人の同意がなくとも、法令に基づく場合であればこの制限が緩和されることが定められている。では、法令に基づく場合とはいかなる場合か。この点については各地方公共団体の条例等の規定の文言や解釈・運用により差異がみられるところであるが、概ね、①法令の条文がいわゆる「できる規定」である等、情報の提供が厳密には義務づけられていない場合であっても、法令に基づく場合に該当するとして、個人情報の利用及び提供の制限が緩和されるとする考え方と、②法令の条文の定め方や解釈・運用で情報の提供が厳密に義務づけられているような場合でないと法令に基づく場合に該当しないと、そうでない場合は個人情報の利用及び提供の制限が緩和されないとする考え方がある。ここで弁護士法第23条の2をみるに、弁護士会照会に対する報告義務は条文上明確ではない。しかし現在、弁護士会照会制度の趣旨・目的等から被照会者の報告義務は公法上の義務として肯定されている。さらに、「弁護士会照会制度においては濫用的照会が排除されており、照会の必要性・合理性が制度的に担保されていることをあわせ考えるならば、こうした必要かつ合理的な照会に対する原則的な回答義務は、弁護士法23

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

条の2の規定の仕方にかかわらず、…当然に肯定される」という見解もある。<sup>(27)</sup> この見解も併せ考えれば、②の考え方からしても、弁護士会照会に対して報告することは法令に基づく場合に該当し、個人情報の本人の同意がないことを、報告を拒絶する正当な理由とすることはできない。

しかし、弁護士会照会に対して個人情報を報告することが個人情報の利用及び提供の制限に該当しないからといって、あらゆる個人情報の報告が当然に可能となるわけではない。地方公共団体の個人情報保護条例等では、個人情報の中でも思想、信条、病歴、犯罪歴、その他社会的差別の原因となり得る個人情報等のセンシティブ情報については、通常の個人情報とは異なる特別な取扱いとしていることが多い。<sup>(28)</sup> このようなセンシティブ情報について弁護士会照会がされ、報告が求められている場合には、より慎重に利益衡量を行って判断すべきこととなろう。また、厳密に言えばセンシティブ情報に該当しない個人情報であっても、DV・ストーカー被害者の現住居所等、弁護士会照会によって報告がなされ、万が一にも目的外利用された場合には取り返しのつかない被害を生じ得るような情報の報告については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の趣旨等も踏まえ、慎重な対応が求められるところである。<sup>(29)</sup> 加えて、弁護士会照会において個人情報、とりわけ慎重な取扱い

---

(27) 城内明「弁護士会照会に対する回答義務—個人特定情報の照会について守秘義務を理由とした解答拒絶が認められるか—」国民生活研究53巻2号（2013年）95頁。

(28) この点に関し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、第2条第4項で「この法律において『要配慮個人情報』とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう」と規定し、「要配慮個人情報」という形式でセンシティブ情報について定めている。

(29) DV・ストーカー加害者が弁護士会照会制度を利用して被害者に関する情報を入手しようとする危険については、以下のような指摘がなされて

が求められる個人情報を含む情報の報告が求められる場合には、求められるがままにそれら照会事項の全てを報告するわけにはいかないこともあり得る。被照会者としては、刑事裁判の提起や追行のため、あるいは被害回復のための提訴に必要とみられる最低限度の情報のみを報告するといった判断も必要となろう。<sup>(30)</sup>

また、①判決における争点の一つに、代替制度の存在があった。この点について、そもそも他の制度で開示され得るような照会事項について

---

いる。「確かに、弁護士会照会においては、受任弁護士および弁護士会の二重のチェックが行われるのであって、依頼者にとって、制度の目的外使用のハードルは高い。しかし、DV・ストーカー加害者が、同被害者以外の者に対しても異常な態度を見せるとは限らない。…むしろ自らを被害者と認識しているケースも少なくないという。…こうした加害者（とされる者）からの、正当な法的根拠を有する照会の依頼について、果たして、弁護士・弁護士会は、適切に排除できるのであろうか。DV・ストーカー加害者の排除について、制度的保障があるとまではいえないのが現状なのである」（城内前掲(27)99頁。）。また、利益衡量における判断として、センシティブ情報やDV・ストーカー被害者の現住居所の報告が弁護士会照会により求められていないことが明らかであれば、個人情報に関しても報告の必要性が高くなると考えられ、報告により重大な不利益が発生する等の事情が認められない限り報告すべきことになり、逆に、DV・ストーカー加害者からの請求である可能性を否定できなければ、被照会者の守秘義務を安易に減免せず、報告を拒絶すべき場合になるとする見解もある（同100-101頁。）。

(30) この点につき、照会事項の対象を広くしすぎてしまうと、結果的に事件とは関係のない報告までされてしまうことがあり、それにより得られた情報を安易に使用することが目的外使用とみなされてしまうおそれがあるとの指摘がある（佐藤三郎「制度を維持するために注意すべき点」自由と正義66巻1号（2015年）39頁。）。そもそも、弁護士会照会に対する報告の目的外使用については、各弁護士会が定める照会手続規則等でその慎重な取扱い及び当該照会の目的以外への使用禁止が定められている（同頁。）。が、弁護士法第23条の2には格別の規定はない。こうした過剰な照会及び報告の目的外利用のリスクは、被照会者が報告を拒絶する理由として考え得るところであるため、この点についてのより一層の対策等も必要となるであろう。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

報告を拒否することは可能か。①判決はこの点を消極的に解した。確かに弁護士法第23条の2からは、弁護士会照会制度と他の制度との関係について、前者を補充的なものとはしていないことが確認できることもあり、①判決のこの判示は、その理由も含めておそらく妥当といえよう。<sup>(31)</sup>つまり、弁護士会照会で照会事項とされたことについては、あくまで弁護士会照会に対する報告という制度の枠内で、報告すべきか否かの判断が被照会者には求められるといえる。

### 4-2 消防機関による報告に対する損害賠償請求

①判決及び②判決は、弁護士会照会に対する報告の拒否に基づく損害賠償請求が認められた事案であった。しかし、弁護士会照会に基づく損害賠償請求は、弁護士会照会に対する報告拒否に基づく損害賠償請求だけではない。被照会者が弁護士会照会に対して報告をした場合、それが他の第三者の利益を不当に侵害したものとして、やはり被照会者の損害賠償責任が問われることがある。弁護士会照会の被照会者に対する損害賠償請求は、この2つの場面で問題となる。そして、被照会者が消防機関である場合には、損害賠償請求が認められるか否かの判断に国家賠償法第1条第1項が用いられる。ここでとりわけ問題となるのは、同条同項が定める、いわゆる故意・過失と違法性の要件である。

まず報告拒否に基づく損害賠償請求について考えると、前述の通り、弁護士会照会に対して報告をすべき公法上の義務の存在が前提となるため、報告を拒否することは報告義務違反となり得る。このような報告義務違反に基づく損害賠償請求を検討するにあたっては、①違法な権利・利益の侵害と②被照会者の故意・過失の有無が問題となる。①の点につ

---

(31) 代替制度の存在については、調査嘱託等の制度を例として、他の情報開示手段によって同じ情報が入手可能であり、あるいは当該情報を得られなくとも照会の目的を達することができる場合には、不法行為の成立は否定されるとする見解もある（城内前掲(27)104頁。）。

いては、前述2-2及び3でみたとおり、照会申出をした弁護士やその依頼者の権利・利益が侵害されたか否かについて、これを積極的に解するか消極的に解するか、裁判所の判断は分かれている。他方で、この点については「照会先の報告義務違反のために情報を得られないことによって侵害されることになる何らかの利益については、不法行為法による保護に値する法的利益として広く認めてよい」とする見解もある<sup>(33)</sup>。また、②の点について、弁護士会照会に対して報告をするか否かの判断にあたり利益衡量を一切行っていないのであれば、それは利益衡量を行う際の注意義務に違反しているといえ、過失を認定し得る。しかし、利益衡量を行った結果、報告を拒否したことが違法とされた場合には、報告を拒否するという判断をしたことについて注意義務を尽くさなかったとして過失を認めるべきか。この点については個別の事案ごとの検討が必要となろう。そこでは、どのような要素を考慮して利益衡量を行ったのかという実体面のみならず、照会に疑義等があれば照会を行った弁護士会や照会申出をした弁護士に問い合わせ確認をしたか、といった手順（プロセス）も検討されるべきとの指摘もある<sup>(35)</sup>。

他方で、被照会者が弁護士会照会に対してした報告により、他の第三者の利益を不当に侵害したとされるような場合は、どのように考えるべきか。例えば、弁護士会照会に対する回答を照会申出をした弁護士が依頼者に渡し、そこからさらに二次的な紛争が発生したような場合である。ここで被照会者の側で問題となるのは、①報告の違法性と②故意・過失の有無である。①報告の違法性が認められるのは、報告を拒否する正当な理由があるにもかかわらず報告をした場合であると考えられている。

(32) 酒井前掲(1)①66-67頁。

(33) 酒井前掲(1)①76頁。

(34) 酒井前掲(1)①84頁。

(35) 酒井前掲(1)①84-85頁。なお、ここでは過失の認定につき「照会先が合理的な利益衡量を行っているのであれば、結果回避義務が尽くされているとして照会先の過失を否定すべき」であるとも述べられている。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

すなわち、利益衡量の結果、報告を拒否する正当な理由がないとなれば報告すべき義務が発生し、その報告は違法性を欠くのに対し、報告を拒否する正当な理由があるにもかかわらず報告がされた場合には、違法性が認められる<sup>(36)</sup>。また、②の点については、上述の報告拒否に基づく損害賠償請求の場合と同様に個別の事案ごとの検討になると考えることが可能であろう。ちなみに、このような第三者による損害賠償については、最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判決（民集35巻3号620頁）も参考となる。この事件は弁護士会照会に応じて京都市の区長が原告の前科や犯罪経歴を報告したことが違法であるとして、市に対して損害賠償請求がされた事件である。最高裁は、区長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず前科等の全てを報告することは違法な公権力の行使にあたるとして、市に対して損害賠償を命じた。確かに、職務上課される注意義務を怠り漫然と照会に応じたことが過失と評価されるのは妥当といえよう。加えてこの事件は、報告した情報がいわゆるセンシティブ情報にあたることから、その取り扱いには十分な注意を払うべきであり、それを怠ったことも無視できない点である。このように、個別の事案ごとの過失の検討においては、照会事項とされた情報の性質を考慮しない等、職務上課される注意義務を怠って報告をした場合には、過失が認められると考えてよいだろう。

結局、消防機関が弁護士会照会に対して報告をする際には、報告をしても、あるいは報告を拒否しても損害賠償請求をされる危険が存在している。この危険は消防機関に独自のものではなく、弁護士会照会制度にいわば付随する危険である。しかし、こうした危険の存在だけを理由と

---

(36) 酒井前掲(1)②27頁。なお、この違法性の判断にあたっては「照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものである場合、照会先が報告を行っても守秘義務に違反せず、報告の違法性は否定される」のに対し、「照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲を超える場合、照会先の報告の違法性が肯定される」とみる見解がある（同32頁。）。

して弁護士会照会への報告を拒否することはできない。

#### 4-3 弁護士会照会に対する消防機関による報告のあり方

これらの検討を踏まえて、弁護士会照会に対する消防機関による報告のあり方をまとめておくことにしたい。第一に、消防機関としての消防本部と消防署は弁護士法第23条の2にいう「公務所」に該当するため、弁護士会照会の被照会者になる。弁護士会照会に対しては報告をすべき公法上の義務が認められるため、原則として報告する義務があるが、正当な理由があれば報告を拒否することも可能である。この報告を拒否できる正当な理由の有無については、個別具体的な事例における、弁護士会照会に対して報告することによって得られる利益と報告を拒否することにより守られる利益の利益衡量によって決し、実務上は被照会者たる消防機関もこの判断を行うこととなる。

ここで、消防機関が保有している情報には多様な性質のものがあるため、個別具体的な判断の結果も分かれることになる。基本的には、個人情報に該当しないような事実の有無や内容についての照会に対しては、報告をすべきことになる。他方で、容易ならざる法解釈や消防機関の見解を求めるような照会は、弁護士会照会制度の運用上そもそもそのような照会がなされるべきものではないが、照会がされたとしても報告を拒否し得る。そして困難な判断が求められるのが、消防機関が保有する個人情報を対象とした弁護士会照会がされた場合である。まず、弁護士会照会の照会事項に個人情報が含まれる場合であっても、それを理由にその報告を一切拒否し得ることにはならない。この場合、照会事項となっている個人情報の内容や性質を考慮した上で利益衡量を行い、報告するか否かの判断をすべきこととなる。もっとも、センシティブ情報等については、地方公共団体の個人情報保護条例等から慎重な取扱いが求められるため、そうした情報を報告するか否かの利益衡量にあたっては特に慎重な判断が必要となる。



## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

しかし、弁護士会照会に対する報告に関して、報告を拒否した場合や、報告を行ったことが原因で第三者に被害が発生したような場合に、損害賠償請求をされる可能性がある。過去の裁判例ではこうした損害賠償請求が認められたものもある。ここではまず、報告をするか否かの判断に際しての利益衡量を適切に行ったかどうかが問題となる。個別の事案ごとの利益衡量を行わずに一律に報告を拒否したり、弁護士会照会を安易に信用して、個別の事案ごとの利益衡量を行わずに一律に報告をしたような場合は、消防機関に過失が認定されるであろう<sup>(37)</sup>。また、利益衡量の実体面のみならず、利益衡量にあたっての手順（プロセス）の観点からも、過失の認定は行われるべきこととなる<sup>(38)</sup>。そのため、単に弁護士会照会の照会事項に応じて報告するというのではなく、個別具体的な利益衡量の判断を十分に注意して行った上で、照会事項につき報告をするにあたっては、常に照会事項の全てについて報告をするのではなく、場合によっては必要最小限度の範囲の情報のみを報告するという対応も必要となる<sup>(39)</sup>。

## おわりに

弁護士会照会をされた消防機関の側からすると、報告を行うか否かの判断で重要な点は、個別具体的な利益衡量にある。加えて、この利益衡量を適切に行うためには、その手順（プロセス）も重要となる。例えば、

---

(37) 山口前掲(1)227頁。

(38) 山口前掲(1)228頁。

(39) 岡田博史「個人情報の保護に関する実務上の論点 弁護士会照会の場合の対応」地方自治職員研修2006年7月号（2006年）23頁では、「個人情報を取り扱う者は、これを第三者に提供することによりどのような事態が生じ得るのかを的確に予測しなければなら」ず、「個人情報の本来の利用目的はなんであるかを常に念頭に置き、個人の権利利益を不当に侵害することがないように適切な対応をしなければならない」と指摘している。このような考え方は、利益衡量の際の参考となるであろう。

照会について不明点等があれば、弁護士会を通じて照会申出をした弁護士に不明点等についての説明を求めることも必要である。また、不当と思われる弁護士会照会がなされた場合には当該弁護士会に連絡する、弁護士会照会に対して何をどのように報告したらよいかわからないような場合には当該弁護士会に相談し、照会の趣旨を明確にした上で対応するといったことも同様に必要となろう。他方で、弁護士会照会に対する報告により、消防機関の側が意図しなくとも、第三者の保護されるべき利益が侵害されてしまう可能性が存在している点に鑑みれば、弁護士会の側でも、報告を得るために被照会者たる消防機関に対して必要な協力を<sup>(40)</sup>行うべきであろう。

また現在、弁護士会照会に対する報告を行った結果、法的な紛争が発生した場合について、弁護士会として十分な責任を引き受ける法制度はできていない<sup>(41)</sup>。この点について、何らかの措置をとることも検討されてよい。こうした点も含め、弁護士会照会に対する適切な対応のためには、消防機関と弁護士会との間で協議等を行うなどして、理論的、実務的な準備をしておく必要があるといえよう<sup>(42)</sup>。

---

(40) 例えば、弁護士会による利益衡量に基づく判断の内容を被照会者に伝達し、被照会者は二次的な利益衡量に基づく判断で足りるとするような運用を行うこと、報告が拒否された際や再照会を行うにあたっては被照会者の意見を聴くこと等も弁護士会側の協力として考えられる（伊藤前掲(19) 22-23頁。）。また、報告義務がある場合の類型化や拒否にあたっての正当な理由について、ガイドラインを整備することも考えられる（高橋金一「弁護士法第23条の2の改正について 弁護士法第23条の2の照会制度の実効性確保に向けて」自由と正義66巻1号（2015年）45頁。）。

(41) 須藤前掲(10) 16頁。なお、この点について、「弁護士会照会に応じた報告をしたことで被報告者に対して訴訟が提起された場合は、弁護士会に訴訟告知がされれば、弁護士会としては当該事案についての個別判断を行う必要があるが、原則として補助参加して被照会者と共に」争うことになるとの見解もある（佐藤三郎・加藤文人・長城紀道「弁護士会照会をめぐる最近の動向～金融機関への照会を中心に～」銀行法務21 776号（2014年）28頁。）。

## 弁護士会照会に対する消防機関の適切な対応についての検討

---

(42) 東京消防庁については、2009年に弁護士会との懇談会が開催され、どのような形であれば報告できるかという点が協議された。また、個人情報保護条例との関係について札幌市と協議を行った例もある（梅本吉彦ほか「座談会 弁護士会照会の現状と今後の課題について～各弁護士会の審査の実情を踏まえて」自由と正義62巻13号（2011年）19-20頁。）。